**平成２３年（フ）第４１８号**
和歌山市向191番地
債務者　田中由香理
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖本　易子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第４２４号**
和歌山市榎原112番地の27
債務者　宮本　博之
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大饗　研策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第１２１号**
香川県仲多度郡多度津町堀江４丁目３番19号しおかぜ病院、住民票上の住所香川県三豊市詫間町粟島71番地
債務者　松岡　勝男
法定代理人保佐人　松内　邦博
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第９９４号**
愛知県春日井市小野町６丁目３番地10　アベニュー小野102号
債務者　吉川　嘉美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３６１号**
函館市中道１丁目35番６号
債務者　高橋　邦子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第７４号**
岩手県一関市千厩町千厩字町78番地　千菅方、前住所神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南４丁目２番地８　レオパレスグリーンハイツ雨池206
債務者　菅原　正世
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２３年（フ）第１９３号**
奈良県吉野郡東吉野村大字木津118番地の２
債務者　向井　光彦
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第２０４号**
奈良県橿原市見瀬町764番地の１
債務者　須見　忠義
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第２０５号**
奈良県橿原市見瀬町764番地の１
債務者　須見　洋一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第２８８号**
奈良県北葛城郡上牧町片岡台１丁目12番地６、前住所奈良県奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地27―401
債務者　村上　三郎
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第３１０号**
奈良県御所市大字本馬196番地の21
債務者　田中　リサ
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第３１８号**
奈良県橿原市西池尻町16番地の３　カーサナカオ105
債務者　清田　征治
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第４７９号**
栃木県那須塩原市西三島１丁目134番地６　オガワラ貸家Ａ、前住所栃木県那須塩原市太夫塚１丁目232番地457　ケンハイツＡ―101号
債務者　榎本雄一郎
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４８０号**
栃木県那須塩原市西三島１丁目134番地６　オガワラ貸家Ａ、前住所栃木県那須塩原市太夫塚１丁目232番地457　ケンハイツＡ―101号
債務者　榎本まゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５０８号**
栃木県宇都宮市一の沢２丁目３番７号　県営一の沢住宅１号棟15号室
債務者　増渕　竹美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５７８号**
栃木県宇都宮市下岡本町4055番地　平成ハイツ206、前住所宇都宮市下岡本町4339番地センチュリー岡本406
債務者　小野　　武
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係